

<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=238661&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=169591>

翻訳： 村上隆平
補訂： 奥邨弘司

JUDGMENT OF THE COURT (Grand Chamber)

9 March 2021 (*)

(先決裁定の付託－知的財産－情報社会における著作権及び関連権に関する指令 2001/29/EC－第 3 条第 1 項－「公衆への伝達」の概念－第三者のウェブサイトにも、フレーミング処理によって著作物を埋め込むこと－ライセンシーのウェブサイトにおいて、著作権者の許可を得て自由にアクセス可能な著作物－フレーミングに対する効果的な技術的手段を導入することをライセンシーに要求する利用契約の条項－合法性－基本的権利－欧州連合基本権憲章第 11 条及び第 17 条第 2 項)

事件 C-392/19 は、

Bundesgerichtshof (ドイツ連邦通常最高裁判所) からの TFEU 第 267 条に基づく先決裁定の請求であって、2019 年 4 月 25 日に決定され、2019 年 5 月 21 日に当裁判所で受理されたものである。

VG Bild-Kunst

v

Stiftung Preußischer Kulturbesitz,

THE COURT (Grand Chamber),

composed of K. Lenaerts, President, R. Silva de Lapuerta, Vice-President, J.-C. Bonichot, A. Arabadjiev, A. Prechal, M. Ilešič (Rapporteur), L. Bay Larsen, N. Piçarra, A. Kumin and N. Wahl, Presidents of Chambers, T. von Danwitz, M. Safjan, D. Šváby, I. Jarukaitis and N. Jääskinen, Judges,

Advocate General: M. Szpunar,

Registrar: M. Krausenböck, administrator,

書面手続及び 2020 年 5 月 25 日の聴聞の結果を考慮して、

以下を代理して提出された所見を検討した後、

- VG Bild-Kunst, by C. Czychowski and V. Kraetzig, Rechtsanwälte,
- Stiftung Preußischer Kulturbesitz, by N. Rauer, Rechtsanwalt,
- the French Government, by A.-L. Desjonquères and A. Daniel, acting as Agents,
- the European Commission, by T. Scharf, V. Di Bucci and J. Samnadda, acting as Agents,

2020 年 9 月 10 日に担当の法務官の意見を聞いた後、

以下のとおり判断する。

Judgment

1 先決裁定を求める本請求は、情報化社会における著作権及び関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する 2001 年 5 月 22 日付の欧州議会及び欧州理事会指令 2001/29/EC 第 3 条第 1 項の解釈に関するものである (OJ 2001 L 167、10 ページ)。

2 本請求においては、ドイツの視覚芸術の著作権集中管理団体である VG Bild-Kunst が、ドイツの文化遺産財団である Stiftung Preußischer Kulturbesitz (以下「SPK」という) との間で締結しようとしている作品カタログの使用に関するライセンス契約において、ライセンサーとなる SPK が当該契約でカバーされる著作物及び保護対象物を利用する場合に、当該著作物及び保護対象物の第三者によるフレーミングを防止するための効果的な技術的手段を実装することを義務付ける規定が含まれない限り、VG Bild-Kunst は当該契約を締結しないとしている件に関し、審理が行われてきた。

法的根拠

欧州連合法

指令 2001/29

3 指令 2001/29 の前文第 3 項、第 4 項、第 9 項、第 10 項、第 23 項及び第 31 項には、以下のとおり規定されている。

『(3) 提案されているハーモナイゼーションは、域内市場の 4 つの自由の実現に資するものであり、法の基本原則、特に知的財産を含む財産権、表現の自由及び公共の利益の遵守に関するものである。』

(4) 著作権及び関連権についてのハーモナイゼーションの法的枠組みは、法的安定性を高め、知的財産の高度な保護を提供することを通じて、創造性と革新性への大きな投資を促進させ……

(9) 著作権及び関連権のハーモナイゼーションは、それらの権利が、知的創造にとって極めて重要であるため、高度な保護を基礎としなければならない。著作権及び関連権の保護は、著作者、実演家、製作者、消費者、文化、産業及び社会全般のために、創造性の維持と発展を保証するのに役立つものである。したがって、知的財産は財産権の不可欠な一部として認識されてきた。

(10) 著作者や実演家が創造的で芸術的な作品を産み出し続けていくためには、著作者や実演家は、その作品が利用された場合に適切な報酬を受けなければならない。作品に対して投資できるようにするため、製作者についても同様である。レコード、映画、マルチメディア製品や「オンデマンド」等のサービスを提供するために必要な投資は大きなものである。著作者や実演家の報酬の受給可能性を保証し、製作者の投資に対して満足のいくリターンを得る機会を提供するためには、知的財産権の適切な法的保護が必要である。

(23) 本指令は、公衆への伝達に関する著作者の権利をさらにハーモナイズさせるものである。この権利は、伝達の起点である場所に現に居合わせない公衆に対する全ての伝達を包摂すべく広く理解されなければならない。この権利は、放送を含め、有線又は無線による、著作物の全ての送信又は再送信を包含する。この権利は、それ以外の行為を含むものではない。

(31) 異なるカテゴリーの権利者と保護対象物の利用者との間と同様に、異なるカテゴリーの権利者間の権利及び利益の公正なバランスが保護されなければならない。加盟国が定めた権利に対する既存の例外及び制限は、新しい電子環境に照らして再評価さ

れなければならない。特に限定された行為に対する例外及び制限の既存の差異は、著作権及び関連権の域内市場における機能に直接的な悪影響を及ぼしている。著作物の国境を越えた利用や国境を越えた活動がさらに発展することを考えれば、このような差異はさらに顕著になる可能性がある。域内市場の適切な機能を確保するためには、このような例外と制限は、よりハーモナイズした形に定義されるべきである。そのハーモナイゼーションの度合いは、域内市場の円滑な機能に与える影響に基づくべきである。』

4 本指令第3条は、「著作物の公衆送信権及び保護対象物を公衆に利用可能にする権利」という見出しで、次のように規定している。

『第1項 加盟国は、著作者に対し、有線又は無線の方法で、自身の著作物を公衆に伝達すること（公衆によって個別に選択された場所及び時間に、公衆がアクセスできるように著作物を利用可能とすることを含む）を許諾又は禁止する独占的な権利を付与しなければならない。』

第3項 第1項及び第2項に規定される権利は、本条に定める公衆に伝達する行為又は公衆に利用可能にする行為によっては消尽しない。』

5 本指令第6条第1項及び第3項は、「技術的手段に関する義務」という見出しで、次のように規定している。

『第1項 加盟国は、効果的な技術的手段の回避に対する十分な法的保護を提供しなければならない。ただし、[訳注：回避に] 関係する者が、自らが行っていることの結果を知っている場合又は知ることができる合理的な理由がある場合に限る。』

第3項 本指令の目的上、「技術的手段」という表現は、その通常の運用において、著作物又は他の保護対象物に関して、法律で規定される著作権若しくは著作権に関連する権利又は指令96/9/EC [データベースの法的保護に関する1996年3月11日の欧州議会及び理事会の指令(OJ 1996 L 77, p. 20)] の第3章で規定される特別な権利の保有者によって許諾されていない行為を防止又は制限するために設計されたあらゆる技術、装置又は部品を意味する。技術的手段は、アクセスを制御若しくは保護するプロセス（暗号化、スクランブル、又は著作物若しくは他の保護対象物を変換するその他の技術など）又はコピー制御メカニズムであって、それによって保護目的が達成されるものの適用によって、保護された著作物又は他の保護対象物の利用が権利者によって制御されている場合に、「有効」とみなされる。』

6 著作権及び関連権の集中管理及び域内市場におけるオンライン利用のための音楽著作物の権利の複数地域での利用許諾に関する 2014 年 2 月 26 日付の欧州議会及び欧州委員会指令 2014/26/EU 第 16 条第 1 項及び第 2 項は、次のように規定している。

『第 1 項 加盟国は、集中管理団体と利用者が権利の許諾のための交渉を誠実に行うことを保証しなければならない。集中管理団体と利用者は、全ての必要な情報を相互に提供しなければならない。』

第 2 項 許諾条件は、客観的かつ非差別的な基準に基づかなければならない。権利の許諾にあたって、集中管理団体は、許諾対象の利用者が提供する新しい種類のオンラインサービスが、EU 域内において公衆に利用可能とされてから 3 年未満のものである場合には、当該利用者との間で合意された許諾条件を、他のオンラインサービスの先例とすることを要求されない。

権利者は、その権利の利用に対して適切な報酬を受ける権利を有するものとする。排他的権利及び報酬を受ける権利に対する利用料規程は、特に、著作物及びその他の保護対象物の利用の性質及び範囲を考慮して、取引における権利の利用の経済的価値との関係において、また、集中管理団体が提供するサービスの経済的価値との関係において、合理的でなければならない。集中管理団体は、当該利用料規程の設定に使用された基準を関係する利用者に通知しなければならない。』

ドイツ連邦共和国法

7 Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (著作権及び関連権に関する法律) 第 19a 項に基づき、著作物を公衆に利用可能とするには、権利者の許可が必要となる。

8 Gesetz über die Wahrnehmung von Urheberrechten und verwandten Schutzrechten durch Verwertungsgesellschaften (集中管理団体による著作権及び関連権の管理に関する法律) (以下「VGG」という) 第 34 条第 1 項第 1 文に基づき、集中管理団体は、合理的な条件で許諾を求める者であれば誰に対しても、当該団体に管理が委託されている権利を許諾することが求められている。

本案訴訟における争点及び先決裁定に付託された論点

9 SPK は、ドイツの文化及び科学機関をネットワーク化している文化及び知識専門

のデジタルライブラリー「Deutsche Digitale Bibliothek（以下「DDB」という）」を運営している。

1 0 DDB のウェブサイトには、参加機関のインターネットポータルに保存されているデジタルコンテンツへのリンクが掲載されている。ただし、DDB 自体は、「デジタルショーケース」として、対象物のオリジナル画像を縮小したサムネイルのみを保存している。ユーザーがこれらのサムネイルのいずれかをクリックすると、DDB のウェブサイトの当該対象物に関するページにリダイレクトされる。当該ページには、440×330 ピクセルの解像度で、当該サムネイルの拡大版が掲載されている。拡大版のサムネイルがクリックされた場合、又は「拡大鏡」機能が使用された場合、最大解像度 800×600 ピクセルのさらに拡大版のサムネイルが「ライトボックス」によってオーバーレイ表示される。さらに、「オリジナルサイトで対象物を表示する」ボタンには、当該対象物を提供している機関のホームページ又は当該提供物に関連するページへの直接リンクが含まれている。

1 1 VG Bild-Kunst は、SPK との間でサムネイル形式の著作物のカタログを使用するライセンス契約を締結する際に、ライセンシーである SPK が契約の対象となる著作物及び保護対象物を利用する場合、DDB のウェブサイトに表示される著作物又は保護対象物のサムネイルを第三者がフレーミング表示することを防止する、効果的な技術的手段を実装することを義務付ける条項が含まれていたと主張している。

1 2 SPK は、ライセンス契約の当該条項が著作権に関する法律に照らして合理的でないと判断し、VG Bild-Kunst は、SKK [訳注：「SPK」のスペルミス] にそのような技術的手段の実装を要求する条項なしに、ライセンスを付与すべきことの宣言を求める訴訟を、Landgericht Berlin（ベルリン地方裁判所）に提起した。

1 3 本訴訟は、Landgericht Berlin（ベルリン地方裁判所）によって棄却された。SPK の控訴によって、Landgericht Berlin の判決は Kammergericht Berlin（ベルリン高等裁判所）で破棄された。VG Bild-Kunst は、上告により、SPK の訴えの棄却を求めている。

1 4 Bundesgerichtshof（ドイツ連邦通常最高裁判所）は、第一に、EU 指令 2014/26 第 16 条を導入した VGG の第 34 条第 1 項第 1 文に基づき、集中管理団体は、合理的な条件で許諾を求める者であれば誰に対しても、当該団体に管理が委託されている権利を許諾する義務があると指摘する。

1 5 第二に、VGG によって廃止された国内法が適用されていた期間に確立された判例法であって、付託裁判所の見解では依然として一定の関連性がある判例法によれば、集中管

理団体は、許諾の拒絶が独占力の濫用に当たらず、かつ、許諾の付与に異議を唱えることができる最優先の正当な利益が存在することを条件として、例外的に、当該義務を免れ、集中管理団体に管理を委託された権利の利用のための許諾を拒否することができる場合があるとされた。そして、客観的に正当化される例外があるかどうかを判断するためには、法律の趣旨及び集中管理団体に原則として課される義務の根底にある目的を考慮して、関係当事者の利益を比較検討する必要があるとされた。

16 上告の結果は、控訴裁判所の判断に反して、ある著作物——権利者の同意を得てウェブサイト、本件では DDB のウェブサイトにおいて利用できる著作物——を、フレーミングに対抗するものとして権利者が採用するか又は権利者がライセンシーに義務付けた保護手段を回避して、フレーミングの手段で第三者のウェブサイトに埋め込むことが、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における当該著作物の公衆への伝達に該当するかどうかという問題に依存する。もし該当するのであれば、VG Bild-Kunst の構成員の権利は影響を受ける可能性があり、VG Bild-Kunst は、SPK に対するライセンスの付与の条件として、SPK が、ライセンス契約において、当該保護手段を実装することを義務付けることが当然できるであろう。

17 付託裁判所は、権利者が自ら採用し又はライセンシーに義務付けた技術的保護手段を回避するようなフレーミングの手段でサムネイルが第三者のウェブサイトに埋め込まれる場合、当該埋め込みは追加的公衆 [訳注：new public を本稿では追加的公衆と訳している] への伝達に該当すると考えている。そうでなければ、著作物が、権利者の許諾を得て、あるウェブサイト上で全てのインターネットユーザーによって自由にアクセスできるようになった時点で、著作物を公衆に伝達する権利は、インターネット上では、指令 2001/29 第 3 条第 3 項に反して、事実上消尽することになり、権利者は自分の著作物の経済的利用を管理できなくなるし、経済的目的のための著作物の利用に十分な関与を確保することができなくなるからである。

18 しかしながら、Bundesgerichtshof (ドイツ連邦通常最高裁判所) は、当裁判所のフレーミングの慣行に関する判例(2014年10月21日付判決、BestWater International, C-348/13、非刊行、EU:C:2014:2315)や、デジタルコンテキストにおける欧州連合基本権憲章(以下「憲章」という)第11条が保障する表現と情報の自由に関連する判例(2016年9月8日付判決、GS Media, C-160/15、EU:C:2016:644、第45段落)、すなわちハイパーリンクは、インターネットの円滑性に寄与し、かつ意見や情報の交換にも寄与していると判示する判例を踏まえると、本判決第16段落で言及した問題に対する回答は不明確であり、したがって、本案訴訟の процедуруを停止し、以下の問題を先決裁定のために当裁判所に付託することを決定した。

「ある著作物——権利者の同意を得て、自由にアクセスできるウェブサイト上で利用可能となっている著作物——をフレーミングの手段で第三者のウェブサイトに埋め込むことは、それによってフレーミングに対抗するために権利者が自ら採用した又はライセンシーに義務付けた保護手段を回避する場合、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における著作物の公衆への伝達に該当するのか？」

付託された問題の検討

19 この問題について、付託裁判所は、本質的には、著作権によって保護され、著作権者の許諾を得て、ウェブサイト上で公衆が自由にアクセスできるようになっている著作物を、フレーミングの技術を用いて、前記とは異なる第三者のウェブサイトのページに埋め込むことが、当該埋め込みが、フレーミングに対するために、著作権者が自ら採用した又はライセンシーに義務付けた保護手段を回避する場合に、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における公衆への伝達に該当することを意味するものとして解釈されなければならないかどうかの確認を求めている。

20 これに関連して、加盟国には、指令 2001/29 第 3 条第 1 項に基づき、次の義務があることを想起しなければならない。すなわち、有線又は無線のいずれの手段であれ、自己の著作物の公衆へのあらゆる伝達（公衆の構成員が個々に選択する場所と時間から著作物にアクセスできるような態様で著作物を公衆に対して利用可能とすることを含む）を許諾又は禁止する排他的権利を著作者が有することを保証する義務を加盟国は負うのである。

21 この規定によれば、著作者は、自己の著作物の潜在的な利用者と、当該利用者が行う可能性のある公衆への伝達との間に、当該伝達を禁止するために介入できる事実上の予防的権利を有する（この点については、2018 年 8 月 7 日付判決、Renckhoff, C-161/17、EU:C:2018:634、第 29 段落及び引用される判例法を参照）。

22 本件では、まず、本判決の第 10 段落から明らかなように、本案訴訟は、保護された著作物のサムネイル形式のデジタル複製（そのサムネイルのサイズはオリジナルと比較して縮小されている）と、大いに関連していることに注意する必要がある。

23 付託裁判所が述べているように、VG Bild-Kunst のカタログ中の著作物を元とし、SPK が保管するサムネイルの、SPK による公開は、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における公衆への伝達行為に該当し、したがって権利者の許諾が必要であることは、本案訴訟の当事者間の共通認識である点に注意する必要がある。

24 しかしながら、当該サムネイルが第三者のウェブサイト上にフレーミングされることを防止するための手段を実装することを SPK は拒否しているので、当該フレーミング自体が指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における公衆への伝達とみなされるか否か、もしそうであるならば、著作権集中管理団体としての VG Bild-Kunst は、SPK に対し、当該手段を実装するよう主張することができるか否かを判断しなければならない。

25 さらに、法務官がその意見書の第 120 段落で述べているように、（付託裁判所が本案訴訟において判断する事項ではあるが）問題となっている著作物のオリジナルの要素が知覚できる限り、著作物のサイズの変更は、公衆への伝達行為があるか否かの評価の要因とはならない。

26 当裁判所が以前に判示したとおり、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における「公衆への伝達」の概念は、当該指令の前文 23 で強調されているとおり、伝達の起点となる場所に居合わせない公衆への伝達の全て、したがって、放送を含め、有線又は無線の手段による著作物の公衆への送信又は再送信をカバーする広い意味で理解されるべきである（2019 年 12 月 19 日付判決、Nederlands Uitgeversverbond and Groep Algemene Uitgevers、C-263/18、EU:C:2019:1111、第 49 段落及び引用される判例法を参照）。

27 確かに、指令 2001/29 の前文 4、9 及び 10 から明らかなように、当該指令の主な目的は著作者に対する高水準の保護を確立し、公衆への伝達が行われる場合を含めて著作物の利用に対して著作者が適切な報酬を得ることができるようにすることである（この点については、2018 年 8 月 7 日付判決、Renckhoff、C-161/17、EU:C:2018:634、第 18 段落及び引用された判例を参照）。

28 さらに、同指令第 3 条第 3 項から明らかなように、著作物の公衆への伝達を許諾することは、当該著作物について前記以外の公衆への伝達を許諾又は禁止する権利を消尽させるものではない（2013 年 3 月 7 日付判決、ITV Broadcasting and Others、C-607/11、EU:C:2013:147、第 23 段落）。

29 当裁判所が複数回判示しているように、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における「公衆への伝達」の概念は、2つの累積的な要件、すなわち、著作物の「伝達行為」要件と当該著作物の「公衆」への伝達要件を含んでいる（2020 年 4 月 2 日付判決、Stim and SAMI、C-753/18、EU:C:2020:268、第 30 段落及び引用される判例法を参照。並びに 2020 年 10 月 28 日付判決、BY（写真による証拠）、C-637/19、EU:C:2020:863、第 22 段落及び引用される判例法を参照）。

3 0 第一に、利用者が、自分の行為の結果を十分に認識しながら、著作物にアクセスさせるいかなる行為も、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の目的との関係では伝達行為を構成するだろう(この点については、2020 年 4 月 2 日付判決、Stim and SAMI、C-753/18、EU: C:2020:268、第 32 段落及び引用される判例法を参照。並びに 2020 年 10 月 28 日付判決、BY (写真による証拠)、C-637/19、EU:C:2020:863、第 23 段落及び引用される判例法を参照)。

3 1 第二に、当該規定の意味における「公衆への伝達」に分類されるためには、著作物が実際に公衆に伝達されなければならない。そして、当該伝達は、不特定の潜在的な受信者に向けられたものであって(2019 年 12 月 19 日付判決、Nederlands Uitgeversverbond and Groep Algemene Uitgevers、C-263/18、EU: C:2019:1111、第 66 段落及び引用される判例法を参照)、かつ、かなり多数の人を含むものでなければならない(2017 年 11 月 29 日付判決、VCAST、C-265/16、EU:C:2017:913、第 45 段落及び引用される判例法を参照)。

3 2 「公衆への伝達」に分類されるためには、著作物は、以前の伝達において使用されたものとは異なる特定の技術的手段を用いて伝達されるか、それができない場合には、追加的な公衆、すなわち、著作物の公衆への最初の伝達を著作権者が許諾した時点では考慮されていなかった公衆に対して伝達されなければならない(2019 年 12 月 19 日判決、Nederlands Uitgeversverbond and Groep Algemene Uitgevers、C-263/18、EU: C:2019:1111、第 70 段落及び引用される判例法を参照)。

3 3 また、当裁判所は、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における「公衆への伝達」の概念は、個別の評価を必要とすることを明示している(2017 年 6 月 14 日付判決、Stichting Brein、C-527/15、EU:C:2017:456、第 23 段落及び引用される判例法を参照)。

3 4 そのような個別の評価を実施するためには、独立したものではなく、相互依存的ないくつかの補完的な要素を考慮しなければならない。さらに、それらの要素は、状況が異なれば、存在の程度は大きく異なるだろうが、その限りで、個別にのみならず、可能な限り相互に影響し合うように適用されなければならない(この点については、2020 年 4 月 2 日付判決、Stim and SAMI、C-753/18、EU:C:2020:268、第 31 段落及び引用される判例法を参照)。

3 5 一方で、特に、当裁判所の判例法によれば、フレーミングの技術(ウェブサイトのページを複数のフレームに分割し、そのうちの 1 つのフレーム内に、クリック可能なリンク又は埋め込みインターネットリンク(インラインリンク)の手段によって、他のサイト由来の要素を掲載することで、当該要素が属するオリジナルの環境を前記掲載サイトのユーザーから隠すことを目的とする技術)は、その効果として、前記掲載サイトの全ての潜在的な

ユーザーが、そこに掲載された要素を利用できるようになるため、本判決の第 30 段落及び第 31 段落で引用された判例法の意味における公衆への伝達行為を構成する（この点については、2014 年 2 月 13 日付判決、Svensson and Others、C-466/12、EU:C:2014:76、第 20 段落、第 22 段落及び第 23 段落）。

36 他方、当裁判所の判例法から明らかなのは、フレーミングの技術で使用される技術的手段が、オリジナルのウェブサイトにおいて、著作物を公衆に伝達するために以前に使用されたもの、すなわちインターネット、と同じであるため、当該伝達は新たな公衆に向けて行われるという条件を満たさないということである。したがって、当該伝達は指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味での「公衆への」伝達の範囲に含まれないので、当該伝達には著作権者の許諾は必要ないことが明らかである（この点については、2014 年 2 月 13 日付判決、Svensson and Others、C-466/12、EU:C:2014:76、第 24 段落から第 30 段落）。

37 しかしながら、当該判例法は、オリジナルのウェブサイトにおける当該著作物へのアクセスがいかなる制限的手段にも服していないという事実認定に基づいていたことに注意しなければならない（2014 年 2 月 13 日付判決、Svensson and Others、C-466/12、EU:C:2014:76、第 26 段落。並びに 2014 年 10 月 21 日付命令、BestWater International、C-348/13、未刊行、EU:C:2014:2315、第 16 段落及び第 18 段落）。そのような制限的手段が存在しない状況で、権利者が、自分の著作物を公衆が自由にアクセスできるように自身とするか、又はそのようなアクセスの提供を第三者が行うことを許諾するかのいずれかを行う場合、権利者は、当初から、全てのインターネットユーザーを公衆として想定していたことになり、したがって、権利者は第三者が当該著作物の伝達行為を行うことにも同意した、といえど当裁判所は判断したのである。

38 その結果、ある著作者が、新聞社のウェブサイトで自分の記事が公開される際に、他のウェブサイトから当該記事へのアクセスを制限する技術的手段の使用を求めることなく、事前の明示的かつ無条件の許諾を与えている状況では、当該著作者は、本質的に、全てのインターネットユーザーに対して当該著作物の伝達を許諾しているとみなすことができる（2016 年 11 月 16 日付判決、Soulier and Doke、C-301/15、EU:C:2016:878、第 36 段落及び引用される判例法を参照）。

39 一方、本判決の第 33 段落及び第 34 段落で想起された、「公衆への伝達」概念の評価は、個々の事案に合わせて調整されなければならないという要請に従うと、本判決の第 37 段落における当裁判所の認定は、著作権者が最初から自分の著作物の出版に関連して制限的手段を自ら設定し又はライセンシーに義務付けている場合には適用されないことになる。

40 特に、リンクが設置されたサイトのユーザーが、当該リンクをクリックすることで、著作物が掲載されている別サイトに設置された制限（サイト上に掲載された著作物に対する公衆からのアクセスを規制して、当該サイトの契約者のみが当該著作物にアクセスできるようにする制限）を回避することが可能となり、その結果リンク設置サイトのユーザーにとって、当該リンクが、前記著作物にアクセスする上で必須の介在にあたる場合、リンク設置サイトのユーザーは全て、追加的な公衆、すなわち著作権者が最初の伝達を許諾したときには考慮されていなかった者とみなされなければならない、したがって、そのような追加的な公衆への伝達には著作権者の許諾が必要となる。これは、特に、著作物が最初に伝達されたサイト上で公衆に対して利用可能な状態ではなくなっていたり、現在は、当該サイト上では限定された公衆にのみ利用可能な状態であったりするのに、別のウェブサイトでは著作権者の許諾なしにアクセス可能である場合に当てはまる（2014年2月13日付判決、Svensson and Others、C-466/12、EU:C:2014:76、第31段落）。

41 本案訴訟は、まさに、著作権者が、ライセンシー以外のウェブサイトから自己の著作物へアクセスすることを制限するために、フレーミングを制限する手段の実装をライセンス付与の条件とすることを求めている状況を対象としている。このような状況では、著作権者は、自分の著作物を第三者が自由に公衆に伝達することに同意したとみなすことはできない。

42 したがって、本判決の第38段落で引用した判例法によれば、著作権者は、自身の著作物の公衆への伝達を許諾したウェブサイト以外のウェブサイトからのアクセスを制限する技術的手段を自ら採用するか、又はライセンシーに採用を義務付けることにより、インターネットを通じて自らの著作物を公衆に伝達することを許諾する際の条件として、自らの著作物にアクセスできる公衆を特定のウェブサイトのユーザーのみに限定する意思を表明したものとみなされる。

43 その結果、著作権者が、ライセンシー以外のウェブサイトから自らの著作物へのアクセスが行われることを制限するために、フレーミングを規制する手段を自ら採用したか、又は、ライセンシーに採用を義務付けた場合、オリジナルのウェブサイトで利用可能にする最初の行為と、フレーミングの技術を用いて利用可能にする第2の行為は、公衆への伝達として別のものであり、結果として、それらの行為は、著作権者によって別々に許諾されなければならない（類推として、2017年11月29日付判決、VCAST、C-265/16、EU:C:2017:913、第49段落参照）。

44 そして、2014年2月13日付判決、Svensson and Others（C-466/12、EU:C:2014:76）又は2014年10月21日付命令、BestWater International（C-348/13、未刊行、EU:C:2014:2315）

のいずれからも、著作権者の同意なしにウェブサイトで自由に利用できるようになっている著作物へのハイパーリンクを、別のウェブサイトに掲載することが、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における「公衆への伝達」にはあたらないと推測することはできない。それどころか、これらの判決は、著作物を公衆へ伝達するいずれの行為も著作権者によって許諾されなければならないことを明確に規定している指令 2001/29 第 3 条第 1 項に照らして、著作権者による許諾の重要性を確認するものである（この点については、2016 年 9 月 8 日付判決、GS Media、C-160/15、EU:C:2016:644、第 43 段落参照）。

4 5 著作権者の許諾を得て特定のウェブサイトで自由にアクセスできるようになっている著作物を第三者が公衆に伝達する場合についても、著作権者が、自らの著作物へのアクセスをオリジナルのウェブサイトのユーザーのみに限定するために、他のウェブサイトからフレーミング技術を用いてアクセスすることを制限する技術的手段を自ら採用し、又はライセンサーに採用を義務付けているのであれば、同様に認定されなければならない。

4 6 法的安定性とインターネットの円滑性を確保するために、著作権者が指令 2001/29 第 6 条第 1 項及び第 3 項の意味での効果的な技術的手段以外の方法で自分の同意を制限することは許されることが明らかにされなければならない（これに関しては、2014 年 1 月 23 日付判決、Nintendo and Others、C-355/12、EU:C:2014:25、第 24 段落、第 25 段落及び第 27 段落参照）。そのような手段が採用されていない場合、特に個々の利用者にとっては、著作権者が自らの著作物のフレーミングに反対する意図を持っているかどうかを確認することは困難となるだろう。当該著作物がサブライセンスの対象となっている場合には、より一層困難となる可能性がある（類推として、2016 年 9 月 8 日付判決、GS Media、C-160/15、EU:C:2016:644、第 46 段落参照）。

4 7 さらに、このような状況では、法務官が意見書の第 73 段落及び第 84 段落で述べているように、著作物が最初に公開されたウェブサイト上で、当該著作物が伝達されることを許諾した際に著作権者が考慮した公衆には、当該サイトのユーザーのみが含まれ、著作権者の許諾を得ずに著作物が事後的にフレーミングされたウェブサイトのユーザーや他のインターネットユーザーは含まれていない（類推により、2018 年 8 月 7 日判決、Renckhoff、C-161/17、EU: C:2018:634、第 35 段落）。

4 8 これらの要因に照らし合わせると、このような状況では、著作権者の許諾を得て、ウェブサイト上で公衆が自由に利用できるようになっている著作物を、フレーミング技術を用いて、[訳注：前記とは異なる] 第三者のウェブサイトのページに埋め込むことは、「当該著作物を追加的な公衆に対して利用可能とする」行為に分類されなければならないと考えられる。

49 確かに、フレーミングの技術に関連して使用されているか否かにかかわらず、ハイパーリンクはインターネットの円滑な運営に貢献しており、それは、憲章第 11 条に明記されている表現と情報の自由にとって特に重要であり、また、計り知れない量の情報が入手できることを特徴とするインターネット上での意見と情報の交換にも貢献していることを忘れてはならない（2019 年 7 月 29 日付判決、Spiegel Online、C-516/17、EU:C:2019:625、第 81 段落及び引用される判例法を参照）。

50 それでもなお、全てのインターネットユーザーの利益のために、著作権者が自らの著作物がフレーミングされることを制限する手段を導入している場合であっても、著作権者は、その著作物を第三者が公衆に伝達する行為に同意しているとみなすアプローチを採用することは、指令 2001/29 第 3 条第 1 項及び第 3 項に基づく権利、すなわち、著作物の公衆へのあらゆる伝達を許諾するか禁止することができる著作権者の排他的かつ消尽しない権利とは両立しないだろう。

51 法務官が意見書の第 100 段落及び第 101 段落で述べているように、著作権者は、第三者が自らの著作物を無断で利用することを容認するか、又は、場合によってはライセンス契約によって、当該著作物の利用を容認せざるを得ないか、というような選択を迫られてはならない。

52 実際、著作権者の許諾を得てウェブサイトで既に伝達された著作物を、著作権者がフレーミングから保護するための手段を自ら採用し又はライセンシーに義務付けているにもかかわらず、フレーミングの技術を用いて、第三者のウェブサイトのページに埋め込むことが、当該著作物を追加的公衆に利用可能とする行為にはあたらないと仮にするならば、それは、公衆への伝達権の消尽に関するルールを新たに制定するようなものだろう（類推により、2018 年 8 月 7 日付判決、Renckhoff、C-161/17、EU:C:2018:634、第 32 段落及び第 33 段落）。

53 そのようなルールは、指令 2001/29 第 3 条第 3 項の文言に反する。それに加えて、当裁判所が述べてきたように、知的財産の固有の目的が、特に、保護対象物の利用に対する適切な報酬の支払いと引き換えにライセンスを付与することにより、保護対象物を商業的に販売する又は利用可能にする権利を権利者に確保することであるにもかかわらず、そのような〔訳注：公衆への伝達権の消尽に関する〕ルールは、指令 2001/29 の前文 10 に規定されている著作物の利用に対して適切な報酬を請求する機会を著作権者から奪うことになる（2018 年 8 月 7 日判決、Renckhoff、C-161/17、EU:C:2018:634、第 34 段落及び引用される判例法を参照）。

5 4 著作権者が指令 2001/29 第 3 条第 1 項に規定される権利を頼みとすることができず、フレーミングの技術によるそのような埋め込みが著作権法上許容されるとしたら、デジタル環境では、憲章第 17 条第 2 項が保障する著作権と関連権の保有者の利益と、保護対象物の利用者の利益と基本的権利、特に、憲章 11 条が保障する表現及び情報の自由の保護並びに公共の利益の保護との間で、指令 2001/29 の前文 3 及び前文 31 に言及されている公正なバランスを確保する必要性が生じる結果になるであろう（類推により、2018 年 8 月 7 日判決、Renkoff、C-161/17、EU: C:2018:634、第 41 段落）。

5 5 以上を踏まえると、付託された問題に対する回答は以下のようになる。すなわち、著作権者の許諾を得て、ウェブサイト上で公衆が自由にアクセス可能となっている著作物を、フレーミングの技術によって、第三者のウェブサイトのページに埋め込むことは、当該埋め込みが、フレーミングから保護するために、著作権者が自ら採用し又はライセンシーに義務付けている手段を回避することになる場合、指令 2001/29 第 3 条第 1 項の意味における公衆への伝達に該当することを意味するものとして、同規定は解釈されなければならない。

費用

5 6 本件手続きは、本案訴訟の当事者にとっては、国内裁判所に係属中の訴訟の一段階であるため、費用に関する決定は同裁判所の問題である。当裁判所に意見書を提出する際に発生した費用は、当該当事者の費用以外は回収できない。

以上に基づき、当裁判所（大法廷）はここに判決を下す。

著作権者の許諾を得て、ウェブサイト上で公衆が自由にアクセス可能となっている著作物を、フレーミングの技術によって、第三者のウェブサイトのページに埋め込むことは、当該埋め込みが、フレーミングから保護するために、著作権者が自ら採用し又はライセンシーに義務付けている手段を回避することになる場合、情報化社会における著作権及び関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する 2001 年 5 月 22 日付の欧州議会及び欧州理事会指令 2001/29/EC 第 3 条第 1 項の意味における公衆への伝達に該当することを意味するものとして、同規定は解釈されなければならない。

（署名）